



鳥取県公報

令和2年6月30日（火）
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（43）（職員支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（44）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（45）（長寿社会課）・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則（46）（家庭支援課）・・・・・・・・ 12

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、地方公務員災害補償制度における障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる利率が法定利率とされたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる利率を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日における法定利率（現行 100分の5）に改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とし、令和2年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書等の様式中性別の欄を削る。

(2) 施行期日は、令和2年7月1日とする。

◇鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

老人福祉法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 老人居宅生活支援事業の開始の届出書等に添付すべき書類を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和2年7月1日とする。

◇鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 母子福祉資金貸付金等の据置期間の延長の申請について定めた規定中引用する母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則の廃止）</p> <p>2 略</p> <p>（葬祭補償の額の特例）</p> <p>3 略</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>4～8 略</p> <p>9 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</u></p> <p>10 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則の廃止）</p> <p>2 略</p> <p>（葬祭補償の額の特例）</p> <p>3 略</p> <p>（障害補償年金前払一時金）</p> <p>4～8 略</p> <p>9 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>10 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当</p>

該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

11～16 略

17 遺族補償年金は、附則第11項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第11項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第21項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第11項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

18 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当

該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

11～16 略

17 遺族補償年金は、附則第11項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第11項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第21項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第11項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

18 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当

<p>該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>災害発生の日における法定利率</u>に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>19～21 略</p>	<p>該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>19～21 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 令和2年4月1日以前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第9項及び第10項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第17項及び第18項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																															
<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）</p> <p style="text-align: center;">※1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職氏名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 ㊞</p> <p>次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">障害者・児</td> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td style="width: 15%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 5%;">年 齢</td> <td rowspan="2" style="width: 5%;">歳</td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>児</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>---ここから下の欄には記載しないでください。---</p> <p>行政庁記入欄</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>		障害者・児	フリガナ		年 齢	歳	生年月日	受診者氏名		年 月 日	児	略					<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）</p> <p style="text-align: center;">※1</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職氏名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 ㊞</p> <p>次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">障害者・児</td> <td style="width: 20%;">フリガナ</td> <td style="width: 15%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 5%;">年 齢</td> <td rowspan="2" style="width: 5%;">歳</td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>児</td> <td>略</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>---ここから下の欄には記載しないでください。---</p> <p>行政庁記入欄</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>		障害者・児	フリガナ		年 齢	歳	生年月日	受診者氏名		年 月 日	児	略				
障害者・児	フリガナ			年 齢			歳	生年月日																									
	受診者氏名		年 月 日																														
児	略																																
障害者・児	フリガナ		年 齢	歳	生年月日																												
	受診者氏名				年 月 日																												
児	略																																
<p>様式第7号（第5条関係）</p> <p>診断書（精神通院医療費公費負担用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">年 月 日生（満 歳）</td> </tr> </table> <p>略</p> <p style="text-align: center;">「重度かつ継続」に関する意見</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>上記㊞の場合のみ次の欄に記載すること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>注 略</p>		氏 名		年 月 日生（満 歳）	<p>様式第7号（第5条関係）</p> <p>診断書（精神通院医療費公費負担用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">年 月 日生（満 歳）</td> <td style="width: 5%;">性 別</td> </tr> </table> <p>略</p> <p style="text-align: center;">「重度かつ継続」に関する意見</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>上記㊞の場合のみ次の欄に記載すること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>注 略</p>		氏 名		年 月 日生（満 歳）	性 別																							
氏 名		年 月 日生（満 歳）																															
氏 名		年 月 日生（満 歳）	性 別																														

様式第8号（第6条関係）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

略		
受診者	フリガナ	生年月日
	氏名	
略		
略		

略

様式第9号（第8条関係）

自立支援医療受給者証等記載事項変更届
（精神通院医療）

年 月 日

職氏名 様

届出者氏名 ㊦

自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、次のとおり届け出ます。

受診者	フリガナ	生年月日
	氏名	年 月 日
略		
略		

注 略

様式第10号（第9条関係）

自立支援医療受給者証再交付申請書

年 月 日

職氏名 様

申請者住所

氏名 ㊦

自立支援医療受給者証の再交付を次のとおり申請します。

障害児・者	フリガナ	生年月日
	氏名	年 月 日
略		
略		

注 略

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

様式第8号（第6条関係）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

略			
受診者	フリガナ	性別	生年月日
	氏名		
略			
略			

略

様式第9号（第8条関係）

自立支援医療受給者証等記載事項変更届
（精神通院医療）

年 月 日

職氏名 様

届出者氏名 ㊦

自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、次のとおり届け出ます。

受診者	フリガナ	性別	生年月日
	氏名		年 月 日
略			
略			

注 略

様式第10号（第9条関係）

自立支援医療受給者証再交付申請書

年 月 日

職氏名 様

申請者住所

氏名 ㊦

自立支援医療受給者証の再交付を次のとおり申請します。

障害児・者	フリガナ	性別	生年月日
	氏名		年 月 日
略			
略			

注 略

鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県老人福祉法施行細則（平成5年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">老人居宅生活支援事業開始届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊞</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>法人にあっては、名称及び</p> <p>代表者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>届出者の登記事項証明書又は条例</u> 2 主な職員の氏名を掲載した書類 <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">老人デイサービスセンター等設置届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">老人居宅生活支援事業開始届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏 名 ㊞</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>法人にあっては、名称及び</p> <p>代表者の氏名</p> </div> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>条例、定款その他の基本約款</u> 2 主な職員の氏名<u>及び経歴</u>を掲載した書類 3 <u>事業開始年度の収支予算書及び事業計画書</u> 4 <u>市町村の委託を受けて事業を行う場合にあっては、当該市町村との間に委託契約が締結されていること、又は締結される見込みであることを明らかにした書類</u> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">老人デイサービスセンター等設置届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p>

フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名 ㊟
電話番号

略
職員の定数及び職務の内容
施 設 の 長 の 氏 名
略

添付書類

市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては、届出者の登記事項証明書

様式第7号（第8条関係）

養護老人ホーム等設置届出書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名 ㊟
電話番号

略
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) <u>(特別養護老人ホームの場合に限る。)</u>
略

添付書類

フリガナ
届出者 名 称
代表者職氏名 ㊟
電話番号

略
職員の定数及び職務の内容
略

添付書類

- 1 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- 3 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 4 市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては、定款その他の基本約款
- 5 市町村の委託を受けて事業を行う場合にあっては、当該市町村との間に委託契約が締結されていること、又は締結される見込みであることを明らかにした書類

様式第7号（第8条関係）

養護老人ホーム等設置届出書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名 ㊟
電話番号

略
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
略

添付書類

1 略

2 届出者の登記事項証明書（地方独立行政
法人が設置する場合に限る。）

様式第 8 号（第 8 条関係）

養護老人ホーム等設置認可申請書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設置
の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第 3
条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 名 称

代表者職氏名 ㊞

電話番号

略	
協力病院の名称及び診 療科名並びに当該協力 病院との契約の内容 （協力歯科医療機関が あるときは、その名称 及び当該協力歯科医療 機関との契約の内容を 含む。） <u>（特別養護老人 ホームの場合に限 る。）</u>	
略	

添付書類

1 略

1 施設の地理的状況を明らかにした書類

2 略

3 資産の状況を記載した書類（地方独立行
政法人が設置する場合に限る。）

4 土地及び建物に係る権利関係を明らかに
した書類

5 当該市町村の区域外に施設を設置しよう
とする場合にあつては、当該施設を設置し
ようとする区域の市町村の同意書（市町村
が設置する場合に限る。）

6 定款その他の基本約款（地方独立行政法
人が設置する場合に限る。）

7 施設を設置しようとする区域の市町村の
意見書（地方独立行政法人が設置する場合
に限る。）

様式第 8 号（第 8 条関係）

養護老人ホーム等設置認可申請書

職 氏 名 様

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設置
の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第 3
条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 名 称

代表者職氏名 ㊞

電話番号

略	
協力病院の名称及び診 療科名並びに当該協力 病院との契約の内容 （協力歯科医療機関が あるときは、その名称 及び当該協力歯科医療 機関との契約の内容を 含む。）	
略	

添付書類

1 施設の地理的状況を明らかにした書類

2 資産の状況を記載した書類

3 略

<p><u>2</u> <u>申請者の登記事項証明書</u></p>	<p><u>4</u> <u>土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類</u></p> <p><u>5</u> <u>定款その他の基本約款</u></p> <p><u>6</u> <u>施設を設置しようとする区域の市町村の意見書</u></p>
------------------------------------	--

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（据置期間の延長の申請）</p> <p>第6条 <u>令第8条第6項、第31条の6第6項又は第37条第6項</u>の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金据置期間延長申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（据置期間の延長の申請）</p> <p>第6条 <u>令第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項</u>の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金据置期間延長申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。